

竹富島の文化を後世に残すための 「竹富島景観保全税条例」の制定を求める請願署名

竹富町長殿 竹富町議長殿 総務大臣殿

【請願理由】

沖縄県八重山郡竹富町の竹富島では、現在、その東部に株式会社星野リゾートの100%子会社である株式会社竹富土地保有機構及び南星観光株式会社による大規模リゾート開発計画が進行中です。

竹富島は、集落全体が木造赤瓦の民家と白砂を敷詰めた道という沖縄古来の姿を保っており、国の伝統的建造物群保存地区に指定されています。文化面でも、竹富島では、年間十数回の伝統的な祭事が連綿と維持されており、最大の年中行事である種子取祭は、国の重要無形民俗文化財に指定されています。今日までこのような文化保存が可能であったのは、竹富島住民が、昭和46年以降の土地の買い戻し運動と、それを受けた昭和63年竹富島憲章の制定を通じ、外部資本による土地の買占めや開発を防止してきたためです。

もし、竹富島で竹富島憲章に違反して外部資本によるリゾート開発がなされることになれば、竹富島の景観、民俗文化、自然が破壊され、世界的にも貴重な竹富島の文化遺産は、永遠に失われてしまうでしょう。竹富島の景観、文化を後世に残すため、このリゾート開発計画は、中止されなければなりません。

しかし、既に、リゾート開発会社は、竹富島の約83ヘクタールの土地を買収しており、その対価は数億円～十数億円に上ると言われています。リゾート開発計画の中止を確実なものとし、土地の問題を終局的に解決するためには、この土地の買い戻し資金を工面しなければなりません。

そこで、竹富島住民又は竹富町が、竹富島の観光資源である竹富島の景観、文化を保全するためにリゾート開発計画地を購入する財源を確保することを主な目的とする、法定外目的税（町税）として、「竹富島景観保全税条例」を制定することを請願いたします。

【請願内容】

竹富町が、法定外目的税（町税）として、概要、以下の内容の竹富島景観保全税条例を制定すること

[課税対象者] 竹富島への観光客（竹富町民、石垣市民以外の竹富島入島者）

[税 額] 対象者1人が、竹富島に1回入島するごとに500円。

[徴収方法] 徴収事務は、フェリー業者に委託する。

[使 途] ①税の徴収事務費用、②リゾート開発予定地の買い戻し費用、③竹富島民による景観・文化維持のための費用及び竹富島民への給付等に限定し、町の一般財源には繰り入れない。

名 前	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

<署名送付先> 竹富島憲章を生かす会事務局 〒907-1101 沖縄県八重山郡竹富町字竹富 361 番地
Mail : info@taketomijima.org

<署名締切日> 1次締切りは、平成22年6月18日ですので、同日必着にてご郵送ください。

<注意事項> コピーやFAXは無効となります。住所は番地まですべてお書きください。
年齢制限はありませんが、日本在住の方に限ります。